

平成23年8月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成23年8月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成23年8月4日(木) 午後3時30分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第21号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第22号 平成24年度使用教科用図書の採択について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第21号 市川市教育振興審議会への諮問について
議案第22号 平成24年度使用教科用図書の採択について
- 5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 笑美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸惠
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	岡本 博美	教育総務部長	下川 幸次
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	藤間 博之
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	高橋 まゆみ
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	赤石 欣弥
指導課長	押田 敏郎	保健体育課長	水嶋 雅
生涯学習振興課長	丸山 賢治	地域教育課長	鈴木 栄司
青少年育成課長	安部 幸弘	中央図書館長	松本 雅貴

考古博物館長 新木 等

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	竹内 博之
〃	主 幹	山田 浩一
〃	副主幹	近藤 孝子
〃	副主幹	宮内由美子
〃	副主幹	関原 一久

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成23年8月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。まず、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第21号 市川市教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをごらんください。本案は、教育基本法第17条第2項の規定により定める市川市教育振興基本計画実施計画編（後期）を策定するに当たりまして、市川市教育振興審議会へ諮問をする必要があるために提案させていただくものでございます。審議会への諮問の理由につきましてご説明させていただきます。市川市教育振興基本計画につきましては、平成21年3月に平成21年度から平成25年度までを計画期間とする基本計画編を策定いたしまして、平成22年3月には施策の具体的な方策を定める実施計画編（前期）を策定してございます。この実施計画編（前期）につきましては、平成21年度から平成23年度までを計画期間といたしておりまして、その3年目に当たる平成23年度に見直しを図り、平成24年度及び平成25年度を計画期間とする実施計画編（後期）を策定することといたしております。そこで、実施計画編（後期）を策定するに当たりまして、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図るため、当該実施計画編（後期）案につきまして、この8月29日に予定してございます第2回目の審議会におきまして諮問をさせていただき、ご意見を伺うものでございます。それでは、本日配付させていただいております諮問資料につきましてご説明させていただきます。まず、諮問資料1、市川市教育振興基本計画実施計画編（後期）案、この前後期計画対比でございます。この資料につきましては、昨年度の教育振興会議におきまして、平成21年度実施事業の点検及び評価を踏まえた実施計画編（後期）の策定に係る調査審議をした事項の結果及び調査審議未了事項の改善案、さらに平成22年度実施事業の点検及び評価を踏まえた改善策を集約して載せたものでございます。例といたしまして、33ページ、34ページをごらんください。本資料につきましては、左側のページに現行の実施計画編（前期）を載せまして、右ページに24年度、25年度を計画期間といたします市川市教育振興基本計画実施計画編（後期）案を載せさせていただいているところでございます。この右ページにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、昨年の教育振興会議でご審議いただいた結果を反映させてここに落とさ

せていただいたところでございます。なお、34ページの後期計画案の事業の計画、指標の数値等の横線が入っている部分につきましては、平成23年度の現状を把握できない現段階で記載することができないことから、今後、事業を所管している担当課と協議・調整をいたしまして、2月上旬の第3回目の審議会において追加で提示させていただくことを考えてございます。続きまして、諮問資料2、教育振興会議の調査審議事項、諮問資料3、平成21年度実施計画の点検及び評価に基づく実施事業の選定及び施策の評価の改善関係の資料、諮問資料4、平成22年度実施事業の点検及び評価に基づく実施事業選定の改善関係資料の残り3点ございますが、これは先ほどご説明させていただきました諮問資料1に記載いたしました理由を示させていただいた資料でございます。これは昨年度の振興会議でいただいたご意見をまとめたものでございます。なお、これらの諮問資料につきましては、7月20日に開催いたしました教育委員会内部で構成されます教育振興計画推進調整会議及び同月25日に教育振興基本計画の推進会議におきまして内容の確認を終了しているところでございます。諮問資料につきましては、この4点を審議会に提出させていただき、ご審議いただく予定でございます。最後に、実施計画（後期）の策定に係る今後の予定でございますが、第2回の審議会後の9月から来年1月までの期間におきまして、実施事業及び施策の評価について、所管課と調整を行いながら実施計画編（後期）案を策定いたしまして、2月上旬に予定しております第3回審議会におきましてご意見をいただきました後に、同月下旬の第4回審議会において答申をいただく予定でございます。資料の中身につきましては端折らせていただきましたけれども、以上が市川市教育振興審議会の諮問についてのご説明でございました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

質問ではないのですが、「家庭・学校・地域を支援する企業とかNPOと高等教育機関などから情報を収集し、ネットワーク」、ここが何カ所にも出ていて、評価のところでは、その辺の連携がうまくいっていないという話が出ています。今回これを見せていただいて、削除するべきところは削除し、残すところは残しているの、最初にこれを立ち上げたときに、家庭・学校・地域をつなぐという、そこがとても重要だということでNPOの力をかりようと立ち上げたと思います。それはいいことだということで、あちこちにその事業が出てきたと思うのですが、今回のこの資料で、ある程度狭めた範囲で見ていくのは、すごくわかりやすくいいと思いました。感想です。

○ 教育政策課長

今おっしゃっていただいたとおりでございまして、昨年度の振興会議の中で、いろいろなところに出過ぎているというお話もございまして、載せておくだけで効果はどうなのかというご意見もございましたので、整理させていただいて、削除するところは削除させていただいたということです。それから、去年の会議の中でもございましたとおり、もう目的は達成されたのではないかという事業も中にはございまして、それらにつきましても、後期には載せるまでもないということで削除させていただいた。それがこの資料4に載っているものが主なものでございまして、おっしゃられたとおりの対応をさせていただいたところでございます。

○ **五十嵐委員**

とても細かいことですが、諮問資料3で、「教職員が子どもと向き合う時間の拡大」はこれから話し合われると思うのですが、この資料の1ページに実施事業の選定の改善、追加案の理由の上から4行目に、児童生徒名簿、出席簿、健康管理表、通知表などといった事務処理の効率化を図ると書いてあるのですが、通知表と出席簿、健康管理表は同列ではないのではないかと。通知表は子どもの実態とか子どもの学習の成果とかで、事務処理の部類に入れてはいけないと思って、ちょっとひっかかりました。

○ **教育政策課長**

その辺は他意はないと思うのですが、全体的に先生の負担感があるということで、そういった負担をいかに減らしてあげられるかということを考えてみようという意味でございまして。表現が悪かったかもしれないのですが、申しわけございません。

○ **宇田川委員長**

私も読んで全く同じような、事務処理の軽減化の中に通知表が入るのかなという感じを持ちました。

○ **学校教育部長**

表現が足りないところだったと思いますけれども、通知表を簡易化するというのではなくて、今の通知表と同じだけの事務量は、事務量としては考える部分があると思います。それは、ICT化の中で、コンピューターにテストの素点を入力すると、それが通知表の評定に反映されるとか、それが自動的にプリントアウトされて出てくるとかということで、通知表の中身ではなくて、今やっている教員が書き込んだりする事務の手続をコンピューターを利用して教員の負担感のある事務的な部分を減らしていこうということです。確かにほかと同列ではない部分もあるとは思いますが、教員が事務として手書きで記入しているところをもう少し合理化していこうという意味合いのICT化との絡みで考えておるところです。

○ **教育政策課長**

これがこのまま計画に載ってしまうということではありません。この理由

が、こういうことがありましたということですから、その辺は十分ご説明させていただきます。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第21号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第22号 平成24年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同法同条第7項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

暫時休憩の後、引き続き議案第22号に入ります。会議規則第10条の規定により、指定する方以外は退席していただくこととなります。教育次長、各部の部長、次長、教育政策課長、指導課長以外は退席してください。これにて暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

○ 宇田川委員長

議事を再開いたします。議案第22号 平成24年度使用教科用図書の採択についてを議案といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

提案理由といたしましては、公立学校の教科用図書の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第6号に定められているとおり、市町村教育委員会にございます。したがって、平成24年度に使用する小・中学校の教科用図書、及び特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について採択する必要がございます。以上が提案理由でございます。なお、児童生徒が使用する教科書につきましては、市川市・浦安市の二市で構成する葛南西部採択地区協議会で、同一の教科用図書

を採択することとなっております。本日までに、両市による採択地区協議会が6月8日、7月19日、7月20日と3回開催され、本市からは田中教育長、五十嵐教育委員、西川校長会連絡協議会会長、山田特別支援教育研究連盟会長（塩焼小学校校長）、齋藤PTA連絡協議会長と、私指導課長の6名が協議会委員として出席いたしました。採択に係る具体的な協議内容でございますが、1 平成24年度に小学校で使用する教科用図書につきましては、本年度と同一の教科書を選定すること。2 平成24年度に中学校で使用する教科用図書につきましては、中学校用教科書目録に登載されている教科書のうちから選定すること。3 平成24年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書につきましては、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書、点字版図書及び拡大教科書を選定すること。の3点でございます。7月19日、20日に両市の研究調査員から各教科用図書ごとに調査結果の報告を受けた後、選定について慎重に協議いたしました。その選定結果につきましては、お手元に配付いたしました資料をご覧ください。はじめに、平成24年度に小学校で使用する教科用図書でございますが、「平成24年度使用小学校教科用図書は、平成23年度と同一の教科用図書を選定する。」こととなっておりますので、資料（表1）のとおり選定いたしました。続きまして、平成24年度に中学校で使用する教科用図書について、各教科用図書の発行者と選定理由についてご説明いたします。資料（表2）をご覧ください。国語は、教育出版を選定いたしました。教育出版の教科用図書は、「組織配列が明確で系統性があり、子どもたちにとって学習の仕方が解りやすい配列となっており、内容についても社会生活に根ざした今日的な話題を取り上げており、国語の新しいねらいであるコミュニケーション能力の育成も重視している。」という理由で選定いたしました。書写は、教育出版を選定いたしました。教育出版の教科用図書は、「資料の筆遣いがはっきりしていて見やすく、日常生活や他の教科の学習に生かせる題材が豊富である。」という理由で選定いたしました。社会（地理的分野）は、東京書籍を選定いたしました。東京書籍の教科用図書は、「単元が、振り返りやまとめ、発展的な学習ができる構成となっている。写真・グラフなどの情報が豊富で、全国的にも評価の高い教科書である。」という理由で選定いたしました。社会（歴史的分野）は、東京書籍を選定いたしました。東京書籍の教科用図書は、「子どもたちが歴史学習をする中で、自分の歴史観を育んでいくには、バランスが取れた教科書である。自主的に学習できるような工夫がされており、歴史的資料や写真が充実し、見やすい配置になっている。」という理由で選定いたしました。社会（公民的分野）は、東京書籍を選定いたしました。東京書籍の教科用図書は、「地理や歴史と公民の学習には関連があり、同じような構成になっているものがよい。単元も新学習指導要領にそってバランス良く構成されている。子ども

たちが、自主的・積極的に学習できるような工夫がなされている。資料・写真が充実している。」という理由で選定いたしました。地図は、帝国書院を選定いたしました。帝国書院の教科用図書は、「どこの出版社の教科書にもきめ細かく研究がなされており、対応できるようになっている。また、子どもたちにとっても地図の見やすさや扱いやすさがある。」という理由で選定いたしました。数学は、啓林館を選定いたしました。啓林館の教科用図書は、「系統立てられた学習内容になっており、スパイラルによる繰り返し学習ができ、全国学力学習状況調査でつまずきが多い箇所への対応もなされている。」という理由で選定いたしました。理科は、大日本図書を選定いたしました。大日本図書の教科用図書は、「資料等に千葉県に関するものが全学年にわたり掲載されている。実験観察の扱いも豊富でよい。また、放射能やエネルギーなどの扱いも、記述のバランスが取れている。」という理由で選定いたしました。音楽（一般）は、教育芸術社を選定いたしました。教育芸術社の教科用図書は、「学習のめあてや学習の進め方が子どもたちに解りやすく、紙面の構成も見やすく心情に訴えかける作りとなっている。」という理由で選定いたしました。音楽（器楽合奏）は、教育芸術社を選定いたしました。教育芸術社の教科用図書は、「導入部の人物や楽器がそれぞれのページと関連づけられており、子どもたちにとって親しみやすく、発達段階に合わせた構成となっている。」という理由で選定いたしました。美術は、開隆堂出版を選定いたしました。開隆堂出版の教科用図書は、「学習のねらいが4観点で書かれており、言葉による解説と作品そのものからの鑑賞ができるようになっている。また、若年層教員にも使いやすい構成となっている。」という理由で選定いたしました。保健体育は、大日本図書を選定いたしました。大日本図書の教科用図書は、「写真や資料が豊富で学習意欲を高める工夫がなされている。インデックスによる色分けがなされ、子どもたちが学習しやすくなっている。また、市川市がWHOの健康都市宣言をしており、食育・健康教育についての資料が充実している。」という理由で選定いたしました。技術家庭（技術分野）は、東京書籍を選定いたしました。東京書籍の教科用図書は、「全体的にバランスの良い配列となっており、写真・イラスト・資料等が解りやすく、子どもたちにとって使いやすいと思われる。木工・金工等の作品づくりの作業への安全配慮がなされている教科書である。」という理由で選定いたしました。技術家庭（家庭分野）は、東京書籍を選定いたしました。東京書籍の教科用図書は、「技術家庭科は、男女共修であるため、教える先生方、子どもたちにとっても同じ配列等がなされた教科書が良い。」という理由で選定いたしました。英語は、三省堂を選定いたしました。三省堂の教科用図書は、「聞く・話す・書く・読む、の4技能がバランス良く配列されている。本文の上に何の場面の内容かが示されており、また、子どもたちに学習のめあてを提示し、学習しやすい構成になっている。各レッスン

に長文読解や自己発信型の発展的な学習構成になっている。現場の先生方にとって指導の流れが解りやすい。」という理由で選定いたしました。最後に、平成24年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書につきましては、資料（表3）を、一括で選定いたしました。以上選定理由でございます。よろしくお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

先ほど指導課長から、国語のときに組織配列という言葉が使われたけれども、組織配列というのはどういうことですか。

○ 指導課長

組織配列につきましては、それぞれの教科において計画的な単元構成をいたします。国語などにおきましては物語文から入っていく、それから説明文に入っていく、漢字のトピック的な学習に入っていく、そしてまた自然科学的分野の科学的読み物に入っていく等々の学習の流れについての配列につきまして、効果的に学習が進めていけるようわかりやすく単元の配置がなされているということととらえております。

○ 吉岡委員

今おっしゃったような並び方を組織配列と決まっているわけですか。組織配列という言葉がどういうことか具体的にわからなかったものですから聞いたのです。

○ 指導課長

自分の中での理解で先ほど申し上げたようなところがございますが、もう一度確認をして、資料を出させていただきたいと思います。

○ 吉岡委員

英語について、僕も英語は自分ではかなりやったつもりですけども、実際しゃべれないです。最近はやべれるような学生をつくらうということいろいろやっているようですが、そういうのはこういう教科書を選ぶときには考慮されているのですか。

○ 指導課長

今回採択させていただいた三省堂については、特にリスニングとスピーチの部分についてはわかりやすく教科書の上部に色分けで入ってございます。今、移行期でございますが、中学校も次年度から新学習指導要領に基づき、学習活動を展開していきます。特にコミュニケーション能力は英語の分野でも重視しておりますので、スピーチの部分について重視している観点も含めて、三省堂を採択させていただきました。

○ 五十嵐委員

三省堂の英語の教科書は、ゲットしたことをユース（使用する）というこ

とが書いてあるのですよね。ゲットしてユースが使えるようにする、そこが教科書の場面のどこかに書いてあって、さらに学んだことをユースする。それぞれみんな工夫しているようですけれども、特にその辺は三省堂は特徴的になっていました。

○ 宇田川委員長

中学の新学習指導要領は来年度からですよね。この教科書では、今までと変わってきているところはあるのでしょうか。もしあったら教えていただきたいのですが。

○ 指導課長

新しい学習指導要領の中では、特に言語活動の充実は、小学校、中学校を通しまして充実させていこうということは出されております。特に思考判断、表現という評価の観点がありますけど、この表現の部分などについても、すべての教科、すべての学習活動を通じて、そこには重きを置いていきましょうということで、編集されていると思います。一番最初に述べました言語活動の充実については国語がベースになりますけれども、数学においても、理科においても、音楽においても、美術においても、全教科の中で言語活動を生かして学習効果を高めていこうという大きなねらいの中で進められてまいります。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。以上で本日の議事はすべて終了いたしました。再度、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

これもちまして平成23年8月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時4分開会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

吉岡 博之

委員

田中 庸惠